第 107 号 ^{令和6年1月}

鈴木労務管理事務所便り

連絡先:〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡 3-6-30-505 仙台市宮城野区榴岡 3-4-18-207

電話: 022-292-7489 FAX: 022-292-7490 http://www.office-suzu.com/office.html

今月12月を「職場のハラスメント撲滅月間」として、ハラスメントのない職場環境づくりを進めるため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。今や、「ハラスメント」は、日常的に使われる言葉となっております。昨年4月からは「セクハラ」「マタハラ」についで、「パワハラ」の防止策を大企業のみならず、中小企業に求めることになりました。これらのハラスメントは、すべて職場内での問題ですので、加害者に対する懲罰や処分の強化や再発防止策、啓もう活動、職場環境の改善を図るといった対策が取られることと思います。

今回、厚労省は、もう一つのハラスメント防止の啓もう活動を行っております。それは、「カスタマーハラスメント(カスハラ)」に関する防止です。カスタマーつまり取引先や顧客からの「ハラスメント」を指します。例えば、店舗に来て大声で怒鳴りながらクレームを言う、罵声を浴びせる、呼びつけるなど、店舗や宿泊業の客や医療現場の患者、大口取引先など、立場的に優位に立つこれらの人たちからの行為により、退職に追い込まれたり、精神疾患を罹患してしまうケースも増加しているようです。パワハラ、セクハラ、マタハラと比べ、相手を訴えることが容易でない点がさらに問題を深刻化させているようです。

今年、9月にはこのカスハラによる精神障害を労災の認定基準に追加しました。今後、法的な整備が進められ、企業に対する防止措置も求められるようになると考えられております。そもそも会社には、安全配慮義務が課されており、従業員をこのような状況から守らなければなりません。この機会に会社として、どのような対策を講じられるか検討するのもいかがでしょうか。 社会保険労務士 鈴木隆彦

当所からのお知らせ



1. 最低賃金の改定について(鉄鋼業、電子部品等製造業、自動車小売業)

厚生労働省の中央最低賃金審議会より、令和5年度の宮城県の**以下の業種の最低** 賃金が決定いたしました。<u>効力発生日より、それぞれ最低賃金額が変更となります</u> のでご確認下さい。

また、一般の業種の地域別最低賃金(宮城県)は、既にご案内しております通り 10月1日より改定し923円となっておりますのでご注意下さい。

特定業種	最低賃金(時間額)	効力発生日
鉄鋼業	1003円	令和5年12月15日
電子部品・デバイス・電子 回路,電気機械器具,情報通 信機械器具製造業	959円	令和5年12月15日
自動車小売業	986円	令和5年12月15日

2. 賞与支払届を忘れずに提出して下さい

当所へ社会保険手続きを依頼している事業所様は、賞与のお支払がございましたら、また賞与支払届がお手元にございましたら当所までご一報下さい。

令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

前回に引き続き今月号は新しく追加する明示事項のうち、従事すべき業務の変更の範囲・就業場所の変更の範囲についてご案内いたします。

≪従事すべき業務の変更の範囲・就業場所の変更の範囲≫

改正前も従来より「業務内容」「就業場所」については、書面による労働条件明示の必須の事項でした(労基法 15 条 1 項後段、労基則 5 条)ので、必ず記載する必要がありました。

現在は、「雇入れ直後の担当業務」「雇入れ直後の就業の場所」を記載しておりますが、令和6年4月1日以降は、新たに「変更範囲」を明記する必要があります。

可象となる労働者

- 令和6年4月1日以降に労働契約を結束される労働者
- 令和6年4月1日以降に労働契約を更新する有期契約労働者
- ★ 既に無期雇用で採用している労働者は対象外となりますが、転勤など配置転換についてあいまいなまま 雇用している場合、この機会に確認してみるのもよろしいかと思います。

≪業務内容・就業場所の変更範囲≫

できる限り就業場所・業務の内容の範囲を明確にするとともに、労使間でコミュニケーションをとり、認識を共有することが重要です。

【記載例】

(総合職等)

就業場所・業務が限	定されていない場合
(雇入れ直後)	(変更の範囲)
本社事務所	☆ 会社のすべての関連施設
(雇入れ直後)	(変更の範囲)
営業業務	→ 会社のすべての業務(営業業務、総務業務、会計業務 etc.)

(限定社員等)

(雇入れ直後)本社事務所一 仙台市内の関連施設ただし、事務所が新設された場合、当該事務所に異動することがある。(雇入れ直後)(変更の範囲)
ただし、事務所が新設された場合、当該事務所に異動することがある。
(戻入り直後) (亦再の筋囲)
営業業務 総務及び経理その他関連する業務

※一部限定の場合、限定する範囲を明確にする

② 就業場所・業務が一部限定される場合	
(雇入れ直後) (変更の範囲)	
本社事務所 本社事務所及	び宮城県内の各事務所
(雇入れ直後) (変更の範囲)	
商品管理 商品又は営業	の企画業務、その他関連する業務

※ 在籍出向の場合	は、想定できる範囲内で表記
(雇入れ直後)	(変更の範囲)
本社事務所	→ 仙台市内の関連施設、出向の場合の出向施設含む
(雇入れ直後)	(変更の範囲)
営業業務	※ 総務及び経理その他関連する業務、出向の場合の出向先業務